保険薬局

開局時間	
月曜日～金曜日	8:30～18:00
土曜日	8:30～13:00
定休日	日曜日・祝祭日 年末年始（12月30、1月1日～3日）

当薬局における夜間・休日加等算の対象となる時間について	
月曜日～金曜日	19:00から閉店まで
土曜日	13:00から閉店まで
開局時間外の時間外加算について	
時間外加算 深夜加算 休日加算	18:00～22:00、翌6:00～8:00 22:00～翌6:00 日曜・祝祭日・年末年始（12月30、1月1日～3日）

緊急連絡先 （転送電話にて対応） 0985−23−6121

啓愛調剤薬局の管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	**薬局**	**開設者**	**有限会社　悠愛　代表取締役　井上尚彦**
薬局の名称・許可番号・許可年月日・所在地・有効期限			薬局開設許可証（別掲参照）
調剤報酬に係る施設基準を九州厚生局長に提出し、算定しております			●調剤基本料2●地域支援・医薬品供給対応体制加算1 ●バイオ後続品調剤体制加算●連携強化加算●無菌製剤処理加算●在宅薬学総合体制加算1●電子的調剤情報連携体制整備加算●在宅中心静脈法加算●調剤ベースアップ評価料
勤務する薬剤師氏名及び担当業務 （名札に「薬剤師」と記載）			◎井上尚彦●井上寛規●矢野栄子●田村真己●松永夏子 ●大山晃弘●甲斐ゆり乃（◎は管理薬剤師）
			・調剤業務（調剤・監査・投薬）・情報提供・相談 ・在庫管理・在宅対応
勤務する登録販売者			なし
その他の勤務者（名札に「事務」と記載）			6名
取扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分			・要指導医薬品・第一類医薬品 ・指定第二類医薬品・第二類医薬品・第三類医薬品
営業時間外での相談は転送電話にて対応、営業時間外での医薬品の購入又は譲受申込を受理する対応はなし			
営業時間：月曜日～金曜日　8;30～18:00　土曜日8:30～13:00、 定休日：日曜・祝祭日・年末年始（12月30、1月1日～3日）			相談時及び緊急時の連絡先 (転送電話にて対応)0985-23-6121

取扱う一般用医薬品の案内

分類と外箱表示		定義	陳列方法	情報提供	対応する専門家	相談対応
	要指導医薬品 要指導医薬品	副作用等により日常生活に師匠を来す程度の健康被害が生ずる恐れのある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販化された成分を含むもの	鍵をかけられた場所か消費者が直接手の触れられない場所	書面を用いて、適正使用のため必要な情報提供を行います	薬剤師	必要に応じて、適正使用のために必要な情報を提供します
一般用医薬品	**第1類医薬品** 第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの （要指導医薬品を除く）	鍵をかけられた場所か消費者が直接手の触れられない場所			
	指定第2類医薬品 指定第②類医薬品 又は指定第2類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの （要指導医薬品、第1類医薬品を除く） 注）指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。『してはいけないこと』の確認を行い、使用について薬剤師や登録販売者に相談してください	情報提供を行う場所（7m以内）	適正使用のため必要な情報提供に努めます	薬剤師又は登録販売者	
	第2類医薬品 第2類医薬品					
	第3類医薬品 第3類医薬品	比較的安全性が高いと認められている上記以外の一般用医薬品です	直接手に取ることができる場所			

2026年
5月1日から
スタート！

一般用医薬品（OTC医薬品）の販売方法が変わります

～指定濫用防止医薬品の管理が強化されます～

薬局・ドラッグストアでは、安心・安全にお使いいただくために、下記の取組みを行います。

❶ 名称が変わりました

濫用等のおそれのある医薬品 → **指定濫用防止医薬品**（新しい名称）

医薬品の濫用（乱用）を防止し、より安全な販売を行うため、法律上の名称が「**指定濫用防止医薬品**」に変わりました。

❷ 対象成分が拡大され、管理が強化されます

右記の成分を含む一般用医薬品（外用剤を除く）が対象です。

- コデイン
- ジヒドロコデイン
- エフェドリン
- プソイドエフェドリン
- メチルエフェドリン
- ブロモバレリル尿素
- デキストロメトルファン
- ジフェンヒドラミン

以前の6成分から実質拡大され、より厳格に管理されます。

❸ 販売時の確認事項が増えます

安全に使用していただくため、必要に応じて下記を確認します。

- 使用目的の確認
- 適正使用かどうかの確認
- 重複購入の有無の確認
- 年齢確認（特に若年者）
- 必要最小限量での販売

18歳未満の方への販売は、少量・1包装などに制限されることが原則となります。

※状況によっては販売をお断りする場合があります。

❹ オンライン販売のルールも変わります

一部の一般用医薬品（OTC医薬品）のオンライン販売に関する制度が見直されました。
特に「要指導医薬品」の取り扱いが変わります。

詳細は店舗スタッフにおたずねください。

なぜ強化されるの？

近年、医薬品の過剰摂取（オーバードーズ：OD）などの問題が社会的に増加しています。
この改正は、こうしたリスクから皆さまを守るための大切な取り組みです。

安心・安全にご使用いただくために

- 用法・用量を必ず守りましょう
- 説明書をよく読みましょう
- わからないことは、薬剤師・登録販売者にご相談ください
- 他の薬との飲み合わせにも注意しましょう

ご理解とご協力をお願いいたします。

指定濫用防止医薬品の案内

分類と 外箱表示	定義	陳列方法	情報提供	対応する専門家	相談対応
指定濫用防止医薬品 ①内容量が厚生労働大臣が定める数量以下のもの 要確認 ②上記以外のもの 要確認　　要確認	濫用した場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚労大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品	・鍵をかけた陳列設備 ・購入者が直接手の触れられない陳列設備 ・情報提供設備から7m以内で、薬剤師や登録販売者から目の届く範囲。	要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います	薬剤師又は登録販売者	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します

指定濫用防止医薬品をご購入のみなさまへ

指定濫用防止医薬品の濫用をした場合、保健衛生上の危害が発生するおそれがあります。

指定濫用防止医薬品の販売にあたり、OTC医薬品の各区分で確認する事項に加え、以下を確認させていただきますのでご理解の程よろしくお願いします。

購入者が18歳未満の場合、複数個・大容量の販売はできません。

- □ 年齢
- □ 他の薬剤又は医薬品の使用の状況
- □ 購入しようとする者が18 歳未満である場合には、当該者の氏名
- □ 当該製品及び他の指定濫用防止医薬品の購入又は譲り受けの状況
- □ 大容量製品又は複数個の購入に該当する場合、その理由
- □ 適正な使用であることを確認するために必要な事項
- □ その他情報提供を行うために必要な事項

啓愛調剤薬局
ご購入後の相談はこちらまで
0985−23−6121

指定濫用防止医薬品をご購入のみなさまへ

『指定濫用防止医薬品』は、
濫用した場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生じるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚生労働省令で定められた、特別の注意が必要なお薬です。

ご使用に当たって、ご不明な点やご懸念がある場合については、お気軽に薬剤師又は登録販売者まで、ご相談ください。

啓愛調剤薬局
ご購入後の相談はこちらまで
0985−23−6121

副作用救済制度の案内

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

宮崎市保健所

0985-29-4111

啓愛調剤薬局の個人情報に対する基本理念

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、質の高いサービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。個人情報の適正な取扱いを保証するため、以下の措置を講じます。

- 関連する法令やガイドラインを厳守します。
- 個人情報管理のルールを定め、全従業員がこれを遵守するよう徹底します。
- 安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 定期的に個人情報の取扱い状況を確認し、問題があれば改善します。
- 個人情報を取得する際は、使用目的を明示し、同意を得た上でのみ利用します。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務委託時には、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整え、迅速に対応します。

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱い

啓愛調剤薬局の個人情報利用目的

当薬局では、良質かつ適切なサービスを提供するため、皆様の個人情報を厳重に取り扱っています。個人情報の管理に関する当薬局の基本方針に従い、情報の保護に努めています。個人情報の取り扱いに関してご質問や不明点があれば、どうぞお気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします

- 当薬局での調剤サービス提供や業務改善のための基本情報収集
- 患者様の安全な医薬品使用のための情報収集（副作用歴、既往歴、アレルギー情報、体質、併用薬、住所、緊急連絡先など）
- 病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携や照会対応
- 医療保険関連業務（調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会や回答など）
- 薬剤師賠償責任保険等に関わる保険会社や弁護士への相談や届出
- 当薬局内での薬剤師や医療事務の教育・研修、薬学生の実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会や学術誌への発表・報告時の個人情報の匿名化（同意が必要な場合は同意を取得）
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

調剤管理料について

患者様や家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情 報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析 及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行 っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

【調剤管理料】　処方箋1回受付につき、下記のいずれかを算定

項目			点数
調剤管理料（処方箋受付1回につき）	内服薬（内服用滴剤、浸煎剤、湯薬及び頓服薬であるものを除く）を調剤した場合、1剤につき	27日分以下の場合	10点
		28日分以上の場合	60点
	内服薬以外の場合		10点

服薬管理指導料について

当薬局の服薬管理指導料については、以下の通りです。患者様が薬を安心して安全に使用いただけるよう、薬の使用履歴（薬剤服用歴）を管理し、活用しております。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。
※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳密に管理いたします。もし、疑問や質問がありましたら、遠慮なく当薬局スタッフにお声掛けください。

【服薬管理指導料】　処方箋1回受付につき、下記のいずれかを算定（各種加算の算定もあります）

項目			
服薬管理指導料（処方箋受付1回につき）	原則3カ月以内に再来局（お薬手帳有）	かかりつけ薬剤師	45点
		上記以外	45点
	上記以外	かかりつけ薬剤師	59点
		上記以外	59点
	介護老人福祉施設等入所者訪問〔月4回〕		45点
	情報通信機器	イ（原則3月以内に再度処方箋提出）：お薬手帳有	45点
		ロ（在宅患者）〔原則合計月4回〕	59点
		ハ（在宅患者急変等）〔原則合計月4回〕	59点
		ニ（上記以外）	59点

服薬管理指導料各種加算について

麻薬管理指導加算	麻薬を調剤した場合に、麻薬の服薬・保管の状況、副作用の有無等を患者様・家族等に確認し、指導を実施	**22点**
乳幼児服薬指導加算	調剤時に必要な情報等を患者様・家族等に確認して服薬に関する指導等を実施し、お薬手帳に記載	**12点**
小児特定加算	児童福祉法に規定する障がい児又は家族等に、調剤に必要な情報等を確認して服薬に関する指導を実施し、お薬手帳に記載	**350点**
吸入薬指導加算〔6月に1回〕	・吸入薬の投薬が行われている患者様・家族等又は医療機関の求めにより、文書及び練習機器等を用いて指導等を実施 ・医療機関に文書で情報提供	**30点**
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算〔3月に1回〕	・対象はかかりつけ薬剤師の点数を算定し、かつ≪外来服薬支援料1・服用薬剤調整支援料・調剤時残薬調整加算（調剤管理料）・薬学的有害事象等防止加算（調剤管理料）≫のいずれかを算定した患者様 ・患者様・家族等の求めにより、前回の調剤後、再度処方箋を持参するまでの間に、かかりつけ薬剤師が電話等で服薬状況、残薬状況等の継続的な確認・指導を個別に実施	**50点**
かかりつけ薬剤師訪問加算	・対象はかかりつけ薬剤師の点数を算定している患者様 ・患者様・家族等の求めにより、かかりつけ薬剤師が訪問して残薬の整理、服用薬の管理方法の指導等を実施 ・医療機関に結果を情報提供	**230点**

服薬管理指導料各種加算について

特定薬剤管理指導加算	1	新規処方	特に安全管理が必要な医薬品を調剤した場合に、当該医薬品の服薬状況、副作用の有無を患者様・家族等に確認し、指導を実施	10点
		用法・用量の変更時		5点
	2	〔月1回〕	・連携充実加算届出医療機関で化学療法（注射のみ）及び指導が行われ、かつ、自局で抗がん剤等の調剤を受ける患者様の副作用発現状況や治療計画等を文書で確認し、指導を実施 ・電話等で抗がん剤等の服薬状況、副作用の有無等を患者様・家族等に確認し、医療機関に文書で情報提供	100点
	3	RMP資材活用	初めて処方された医薬品についてRMPに基づく常用提供資材を活用し、適正使用等の指導を実施	5点
		調剤前指導等	・選定療養の対象先発医薬品を選択しようとする患者様に説明を実施 ・医薬品の供給状況が不安定なため、前回調剤した医薬品の確保ができず、別銘柄の薬剤に変更して交付する必要がある患者様に説明を実施 ・バイオ医薬品の一般名処方による処方箋を交付された患者様又はバイオ後続品が処方された患者様に対してその品質、有効性、安全性等について説明を実施	10点

薬剤服用歴について

薬剤服用歴とは、薬学管理の実施に当たって、薬剤師法第28条で規定されている調剤録において情報の提供及び指導の内容の要点の記入が義務づけられており、必要事項を患者様個別に記録しているものです。オンライン資格確認等システムを通じて取得した患者様の診療情報、薬剤情報等を含めて以下の事項等を記載しています。

●患者様の基礎情報（氏名、生年月日、性別、被保険者証の記号番号、住所、緊急連絡先）
●処方及び調剤内容等（処方した保険医療機関名、処方医名、処方日、調剤日、調剤した薬剤名、処方内容に関する照会の要点等）
●以下の患者様情報並びに当該情報を踏まえた薬学的管理及び指導内容
・患者様の体質（アレルギー歴、副作用歴を含む）、薬学的管理に必要な患者様の生活像及び後発医薬品の使用に関する患者様の意向
・疾患に関する情報（既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む）
・併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む）等の状況及び服用役と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
・服薬状況
・残薬状況（残薬がないときはその旨）
・患者様の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）及び患者様又はその家族等からの相談事項の要点
・手帳の有無（手帳を活用しなかった場合はその理由と患者様への指導の有無。また、複数の手帳を所有しており、1冊にまとめなかった場合は、その理由）
●今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
●指導した保険薬剤師の氏名

個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、全ての患者様に個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方につきましても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、調剤した薬剤の名称や調剤技術料等が記載されるのもですので、その点ご理解いただき、ご家族の方などが代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、**明細書の発行をご希望されない方は、窓口にてその旨お申し出てください。**

取扱い可能な公費負担医療について

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助

指定について

労災指定薬局

生活保護法指定

療養の給付と直接関係ないサービスの取扱いについて

以下に掲げる『保険給付と直接関係ないサービス』及び『患者の希望に基づくサービス』については、患者様から実費でのご負担をお願いしておりますので、ご了承ください。

※詳細は別掲をご確認ください。

●軟膏壺の費用
●投薬瓶の費用
●患者様宅への薬剤の配達・郵送等に対する費用
●在宅医療に係る交通費
●禁煙補助剤の調剤（治療中の疾病・負傷に対するもの以外）
●日本語を理解できない患者様に対する通訳費用
●患者様希望に基づく内服薬の一包化に係る費用
●患者様希望に基づく甘味料等の添加に係る費用
●お薬カレンダーに係る費用

選定療養について

●長期収載品の選定療養について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
特別の料金とは
　令和8年6月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当の料金のことを言います
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の2分の1である20円を、通常の1～3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
端数処理の関係などで特別の料金が2分の1ちょうどにならない場合もあります。
後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません

●時間外の選定療養について

保険薬局が表示する開局時間以外の時間における保険調剤等について特別の料金をお支払いいただきます。
特別の料金とは
　令和8年6月から、
　　20:00～23:59　　660円（税込）
　　24:00～翌開店時　2200円（税込）
　　日曜・祝祭日、年末年始は終日　2200円（税込）

後発医薬品（ジェネリック）及び バイオ後続品（バイオシミラー）について

当薬局では、患者様のお薬代負担を軽減し、毎年増加している社会保障費を抑え、持続可能な医療制度の維持のために後発医薬品及びバイオ後続品の調剤を積極的に行っています。お気軽にご相談ください。

●後発医薬品（ジェネリック）の特徴

後発医薬品（ジェネリック）とは、国内で既に新医薬品として承認されている医薬品（先発医薬品）と同等の品質、安全性、有効性を示す医薬品として、先発医薬品とは異なる会社で製造された医薬品のことです。後発医薬品は先発品より薬価が安くなることから、医療財政の負担軽減が期待されています。

・有効成分の構造は先発医薬品と同じ
・有効性・安全性を評価する臨床試験は行われないが、血中濃度が同等であることを評価する

●バイオ後続品（バイオシミラー）の特徴

バイオ後続品(バイオシミラー)とは、国内で既に新医薬品として承認されているバイオ医薬品(先行バイオ医薬品)と同等／同質の品質、安全性、有効性を示す医薬品として、先行バイオ医薬品とは異なる会社で開発されるバイオ医薬品のことです。

同等／同質とは品質が類似していて、安全性・有効性に影響するような違いはないことです。同等性／同質性を示すため、ジェネリック医薬品とは違って、バイオシミラーの開発を行うには効果や副作用などを評価する臨床試験を行うことが求められています。

バイオシミラーは先行バイオ医薬品より薬価が安くなる（先行品の7割程）ことから、医療財政の負担軽減が期待されます。

・有効成分のアミノ酸配列は先行バイオ医薬品と同じ
・品質特性は先行バイオ医薬品と類似
・先行バイオ医薬品と有効性・安全性に差異はない（臨床試験を含めて同等性/同質性を評価）

電子的調剤情報連携体制整備加算について

当薬局は、オンライン資格確認により取得した診療情報、薬剤情報等を実際に活用できる体制を有するとともに、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入するなど、質の高い医療を提供するために医療DXに対応する体制を整えております。

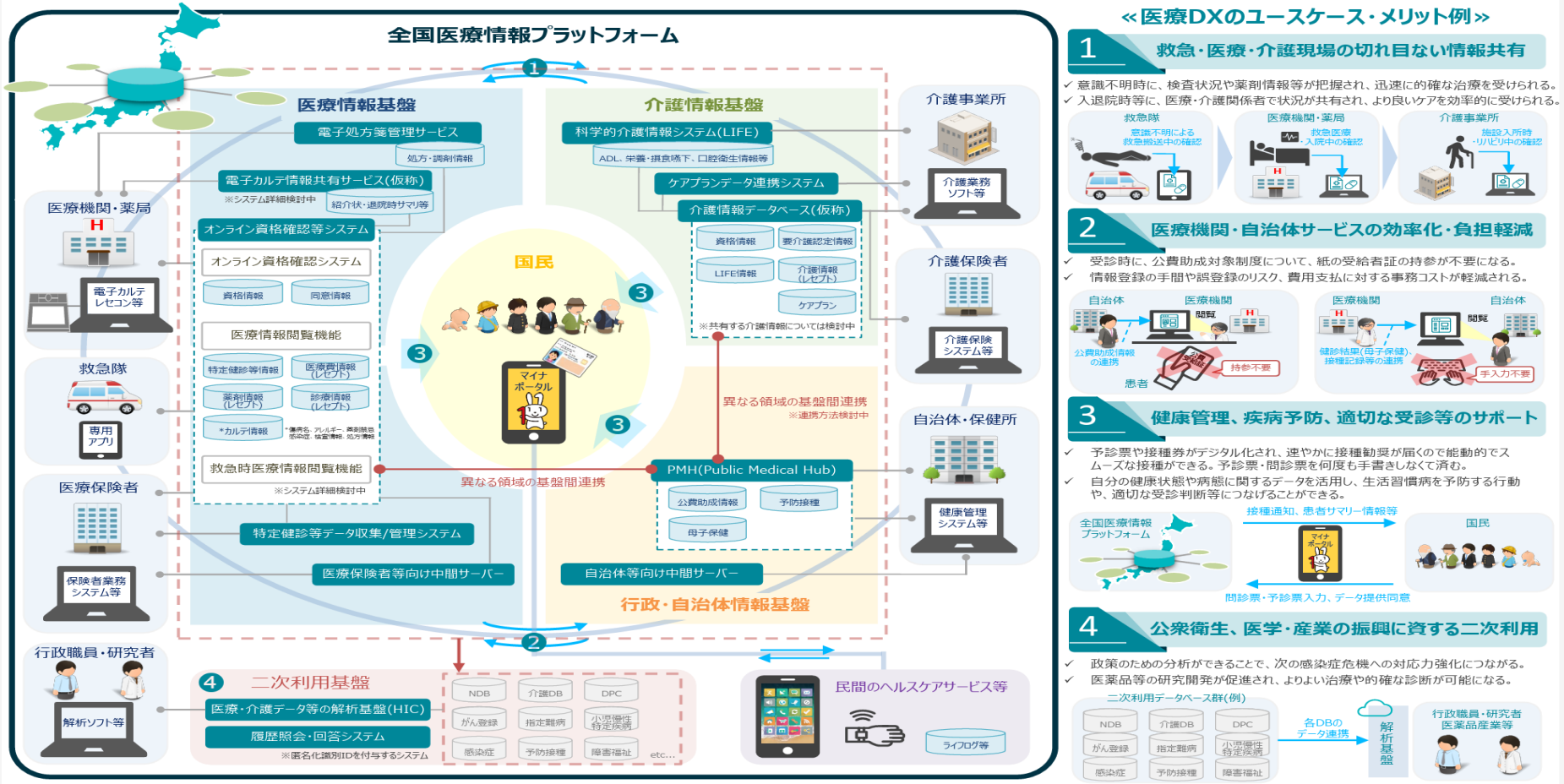

無菌製剤処理加算について

当薬局では、クリーンベンチという無菌的に処理できる設備・無菌化された器具を用いて、無菌的に注射剤（中心静脈栄養法輸液、医療用麻薬、抗悪性腫瘍剤など）を調剤しております。

在宅中心静脈栄養法加算について

当薬局では、在宅中心静脈栄養法を行っている患者様に係る薬学的管理指導の際に、患家を訪問し、患者様の状態、投与環境その他必要な事項等の確認を行った上で、患者様又はその家族に対して保管方法、配合変化防止に係る対応方法等の必要な薬学的管理指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行っています。また、配合変化を回避するために、必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、使用する注射剤の配合変化に関する留意点、輸液バックの遮光の必要性等について情報提供をしています。

在宅薬学総合体制加算について

当薬局では、在宅患者様に対する薬学的管理及び指導を行うにつき必要な体制が整備されています。

服用薬剤調整支援料2について

当薬局では、複数の保険医療機関から内服薬が合計で6種類以上処方されている患者様に対して、患者様若しくはその家族等の求めに応じて、かかりつけ薬剤師が、患者様の服用中の薬剤を継続的及び一元的に把握した結果、服用中の薬剤の調整を必要と認める場合であって、患者様の服薬状況等に係る総合的な管理及び評価を実施した上で、処方医に対して、その調整について文書を用いて提案しています。

連携強化加算について

当薬局は、他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県との連携により、災害時又は新興感染症の発生時等の非常事態に必要な体制が整備されています。また、災害時においては、オンライン資格確認等のシステムの「緊急時医療情報・資格確認機能」を用いることにより、被災により手帳やマイナ保険証を確認することができない患者であっても薬剤情報等の把握が可能となり、更に電子処方箋管理サービスへの調剤情報の登録により直近の薬剤情報が充実することを念頭に置いて、平時よりこれらのシステム等の活用に努めています。

在宅患者訪問薬剤管理指導料について

当薬局では、在宅での療養を行っている患者様であって通院が困難な場合、当薬局の薬剤師がご自宅を訪問し、服薬指導やお薬の管理を行っております。
訪問には医師の指示が必要となりますので、予めご気軽にご相談ください。
以下に必要な費用を記載しております。

医療保険の患者様			介護保険の患者様（参考）		
在宅患者訪問薬剤管理指導	単一建物1人	650点	居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導	単一建物1人	518単位
	単一建物2~9人	320点		単一建物2~9人	379単位
	単一建物10人以上	290点		単一建物10人以上	342単位
	1点10円。自己負担率により金額が変わります。また、麻薬や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。			1単位10円。自己負担率や厚生労働省が定める地域によって金額が異なることがあります。	

☎0985-23-6121 📠 0985-23-6122
時間外は転送電話にて対応

啓愛調剤薬局　管理薬剤師　井上尚彦
宮崎県知事指定介護保険事務所
第4540142629

患者様へのお願い
～医薬品の安定供給が難しい状況が続いております～

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。
薬の製造上の問題、需要の増加など、複数の問題が複雑に絡み合い、流通が逼迫していることが原因です。

当薬局では、患者様に必要な医薬品を確保するため、
●薬局間の医薬品の融通
●地域の医療機関との情報共有 など
に努めております。

状況によっては、処方医に確認の上、
○同一成分・同一薬効の医薬品への変更
○処方日数の変更 など
を行う必要が生じるため、調剤にお時間をいただく場合もございます。
ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ご不明な点や心配なことなどありましたら
お気軽に薬剤師にご相談ください

かかりつけ薬局について

●かかりつけ薬局とは？

世の中にはたくさんの薬局があります。病院・医院ごとに薬局を決めるのではなく、いつも行く薬局を自宅の近くなど一カ所に決めると、ご使用中の全ての薬について、飲み合わせや副作用、薬の使用歴を管理できるので、とても安心です。

●こんな方はかかりつけ薬局を見つけましょう！

薬の飲み方が分かりにくい、飲みにくい薬がある
薬飲み忘れて余った薬を整理してほしい

薬の飲み間違え、飲み忘れ
は誰に相談したらいいの？

今飲んでいる薬について相談したい
他の薬との飲み合わせが不安

一般用医薬品、健康食品は
どれがいいの？

健康相談・生活習慣に係る相談を実施しています

お薬に関する相談や健康・生活習慣などに関する相談も行っています。
お気軽にお声掛けください。

地域支援・医薬品供給対応体制加算について

地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準（（4）のウは薬局当たりの年間の回数）	
（1）	地域医療に貢献する体制を有することを示す実績（下記の要件）
（2）	地域における医薬品等の供給拠点としての対応
ア	十分な数の医薬品の備蓄、周知（医療用医薬品1200品目）
イ	薬局間連携による医薬品の融通等
ウ	医療材料及び衛生材料を供給できる体制
エ	麻薬小売業者の免許
オ	取扱う医薬品に係る情報提供体制
カ	調剤室の面積が16平方メートル以上（令和8年6月以降開設・改築・増築する場合のみ適応）
（3）	休日、夜間を含む薬局における調剤・相談応需対応
ア	一定時間以上の開局
イ	休日、夜間の開局時間外の調剤・在宅業務に対応できる体制
ウ	当該薬局を利用する患者からの相談応需体制
エ	夜間・休日の調剤、在宅対応体制（地域の輪番体制を含む）の周知
（4）	在宅医療を行うための関係者との連携体制等の対応
ア	診療所又は病院及び訪問看護ステーションと円滑な連携
イ	保健医療・福祉サービス担当者との連携体制
ウ	在宅薬剤管理の実績　24回以上
エ	在宅に係る研修の実施

（5）	医療安全に関する取組みの実績
ア	プレアボイド事例の把握・収集
イ	医療安全に資する取組み実績の報告
ウ	副作用報告に係る手順書を作成
（6）	かかりつけ薬剤師が服薬管理指導を行う旨の届出
（7）	患者毎に服薬指導の実施、薬剤服用歴の作成
（8）	管理薬剤師要件（薬局経験5年以上、常勤、当該薬局在籍1年以上）
（9）	研修計画の作成、学会発表などの推奨
（10）	患者のプライバシーに配慮、椅子に座った状態での服薬指導
（11）	地域医療に関連する取組の実施
ア	一般用医薬品及び要指導医薬品等（48薬効群）の販売
イ	健康相談、生活習慣に係る相談の実施
ウ	緊急避妊薬の調剤又は販売を含む女性の健康に係る対応
エ	当該保険薬局の敷地内における禁煙の取扱い
オ	たばこの販売禁止（併設する医薬品店舗販売業の店舗を含む）
カ	セルフメディケーション関連機器の設置（少なくとも3つ）
キ	薬事未承認の研究用試薬・検査サービスを提供していないこと

①～⑧は処方箋1万回当たりの年間回数、⑨は薬局当たりの年間の回数

要件	基本料1	基本料1以外	要件	基本料1	基本料1以外
①夜間・休日等の対応実績	40回以上	400回以上	⑥単一建物診療患者が1人の在宅薬剤管理の実績	24回以上	24回以上
②麻薬の調剤実績	1回以上	10回以上	⑦服薬情報提供料に相当する実績	30回以上	60回以上
③調剤時残薬調整加算及び薬学的有害事象等防止加算の算定実績	20回以上	40回以上	⑧小児特定加算の算定実績	1回以上	1回以上
④服薬管理指導料1のイ及び2のイ（かかりつけ薬剤師）の算定実績	20回以上	40回以上	⑨薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議への出席	1回以上	1回以上
⑤外来服薬支援料1の実績	1回以上	12回以上			